

分担金・拠出金の名称	化学兵器禁止機関(OPCW)拠出金	評価	B
拠出先の国際機関名	化学兵器禁止機関(OPCW)		
国際機関の概要	化学兵器禁止条約(CWC)は、1997年4月29日に発効。また、CWCの発効に伴い、条約を実施する機関として同年5月に化学兵器禁止機関(OPCW)が設立された。CWCは、大量破壊兵器の一つである化学兵器の開発、生産、取得、貯蔵及び使用の全面的な禁止並びにこれらの兵器の廃棄(米、露等が保有する化学兵器(CW)の一定期間内での廃棄、及び、遺棄化学兵器(ACW)並びに老朽化化学兵器の廃棄)を定めたもの。条約遵守を確保するための検証制度(化学兵器の廃棄及び化学産業関連企業を対象とする申告及び査察)及び条約の実施確保並びにそのための締約国の国内体制構築・強化を図るための国際協力に係る規定を設けてあり、OPCWがその実施に当たっている。		
拠出により我が国が期待する成果目標及び活動指標		達成状況	
1. (1) 成果目標:OPCWへの拠出を通じて、我が国の重要外交政策課題である化学兵器軍縮を遂行するとともに、OPCWの設立目的達成を促進する。 活動指標:中国遺棄化学兵器(ACW)の廃棄事業に係る査察の実施		化学兵器禁止条約(CWC)は、遺棄化学兵器(ACW)の廃棄及び検証制度(申告及び査察)を定めている。また、2012年2月、我が国が中国の協力を得つつ条約及び廃棄計画に基づき中国ACWを廃棄していく旨の化学兵器禁止機関(OPCW)執行理事会決定が採択された。中国ACWに関する査察受入れは、我が国による条約の誠実な履行とともに、我が国の軍縮・不拡散に対する積極的な姿勢を示す上で不可欠である。2015年6月現在、計59回の査察が実施されており、いずれの査察においても問題は指摘されず、我が国としてCWCに基づく義務を誠実に履行していることが客観的に確認されるとともに、我が国のACW事業の適切性及び信頼性向上が図られている。	
(2) 成果目標:中国遺棄化学兵器(ACW)の透明性確保 活動指標:OPCW執行理事会による監督、施設訪問の実施		OPCW執行理事会は、中国遺棄化学兵器(ACW)廃棄事業の進捗状況を監督することとなっており、年3回開催される会合において、我が国及び中国から進捗報告を行い、事業の透明性確保に努めている。また、理事会議長、事務局長及び理事会代表団が本件事業の概要を直接把握することを目的として廃棄施設への訪問を日中共同で実施しており、2013年9月に実施されたOPCW執行理事会代表団による廃棄施設訪問に関する報告書においては、OPCW事務局長より、進展は顕著であり、堅実であり、明白であり、目に見えるものである旨の評価が得られた。	
(3) 成果目標:効率的な査察実施体制の構築 活動指標:効率的な査察実施に向けた協議の実施		OPCW技術事務局及び中国側条約実施当局との間で、例年三者での協議を行い(平成24年2回、平成25年2回、平成26年2回)、事業の検証の枠組、検証要領のあり方等に係る技術的な側面について協議を行うとともに、事業の現状と見通しに係る情報共有を行い、効率的な査察実施スケジュールの作成・調整に努めている。	
(4) 成果目標:機関の意思決定における我が国のプレゼンスの強化を通じ、OPCWの設立目的の達成に係る議論に我が国意向を反映 活動指標:OPCW執行理事会の議席確保		OPCWの意思決定機関である執行理事会の議席を機関の設立以来確保している他、2014年は同執行理事会の行財政部門の副議長を務める等、OPCWにおける我が国の発言力・影響力を確保している。	
2. PDCAサイクルの確保		OPCWにおいては、以下の通りPDCAを確保。 ①Plan:日中OPCW三者による協議により年間の査察スケジュールを策定。②Do:中国におけるACW関連査察の実施。③Check:査察後に作成されるOPCW査察報告書、執行理事会における事業進捗状況に係る報告によりACW廃棄関連事業の成果を評価。④Act:執行理事会や締約国会議、日中OPCW三者協議等の機会を通じて、必要に応じて改善を申し入れ。	
担当課・室名	軍縮不拡散・科学部 生物・化学兵器禁止条約室		